



社団法人日本フードサービス協会

JFニュースレター

2011. 3. 29

中小外食企業においてはセーフティネット保証、 中堅外食企業においては危機対応融資制度 の拡充により適用へ！

東北地方太平洋沖地震の影響により、業績が悪化した中小外食企業（資本金 5000 万円以下又は常時使用する従業員 50 人以下）に対しては、4 月 1 日よりセーフティネット保証が適用されることになりましたのでお知らせいたします。

- 適用期間：平成 23 年 4 月 1 日～9 月 30 日
- 保証割合：100%保証
- 保証限度額：一般保証と別枠で利用可能。無担保 8 千万円、最大で 2 億 8 千万円。
- 対象者：以下の①か②を満たし、市区町村長の認定を受けた中小外食企業
 - ①最近 3 か月の売上高等が前年同期に比して 5%以上減少していること。
 - ②平成 23 年東北地方太平洋沖地震の発生後、原則として最近 1 か月間の売上高等が前年同月に比して 20%以上減少しており、かつ、その後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が前年同期に比して 20%以上減少することが見込まれること。

なお「資本金 5000 万円以上、かつ常時使用する従業員 50 人以上」の外食企業は「危機対応融資制度」が適用されます。

日本政策投資銀行、商工組合中央金庫等の本支店において申請を受け付けるのですが、2008 年のリーマン・ショックの際、外食企業にはこれら金融機関の窓口が機能しなかったこともあり、今回は本制度を拡充のうえ、スムーズな審査・貸付が実行されるよう、協会は財務省・農林水産省に強く要求してまいります。

※この件のお問い合わせは事務局：関川・石井（03・5403・1060）までお願いいたします。